

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和7年12月8日（月曜日）

午前10時0分開会、午後1時33分散会

（休憩 午後0時0分～午後1時0分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、鈴木あきこ副委員長、岩崎友一委員、城内愛彦委員、高橋はじめ委員、
郷右近浩委員、菅野ひろのり委員、工藤剛委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、
今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、
森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、
山田競馬改革推進室長、坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、
尾形農林水産企画室管理課長、臼井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、
高橋流通課総括課長、照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、
櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
稲田農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
吉田農村建設課総括課長、柏原農産園芸課総括課長、日影農産園芸課水田農業課長、
佐々木畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、
成松森林整備課整備課長、小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）委員席の変更

（2）議案の審査

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

イ 議案第3号 令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）

ウ 議案第29号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤農林水産部長 冒頭にお許しをいただきまして、当部職員が懲戒免職処分を受けたことにつきまして、御報告とおわびを申し上げます。

当部の職員が私用で台湾を旅行中、令和7年6月8日、台湾の台北市内のエスカレーターで女性のスカートの中を盗撮し、現地警察に逮捕され、服役4カ月、ただし服役は罰金の支払いにより免除するとの判決を受け、またこの事案の刑事裁判が継続中であることから、裁判所から出境禁止の命令を受け、台湾に滞在中の11月6日、台北市大同区南京西路付近において同職員が女性のスカートの中を盗撮し、現地警察に逮捕されたものであります。これらの非違行為を受け、総務部において12月4日、当該職員に対し懲戒免職の処分を行ったものであります。このことは、公務に対する県民の信頼を大きく損ねるもので、まことに遺憾であり、この場をかりて深くおわびを申し上げます。

当部といたしましては、二度とこのような事案が発生することがないように法令遵守や服務規律の確保の一層の指導、徹底に努めてまいります。まことに申しわけありませんでした。

○千葉盛委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。委員の所属変更に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費及び議案第3号令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 それでは、議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明を申し上げます。

今回の当部の補正予算案については、人事委員会勧告に基づく給与決定に要する経費を補正しようとするものであります。

議案（その１）の８ページをお開き願います。第１表歳入歳出予算補正の歳出の表中、６款農林水産業費の３億５,３５３万４,０００円を増額しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。同じく議案（その１）の１７ページをお開き願います。議案第３号令和７年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。歳入歳出それぞれ１,１７６万９,０００円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４０億７,５５６万８,０００円とするものであります。

１８ページに参りまして、第１表歳入歳出予算補正であります。歳入の３款繰入金は、一般会計と県有林造成基金、公営林造成基金からの繰入金を増額しようとするものであり、１９ページに参りまして、歳出の１款県有林事業費は、人事委員会勧告に基づき県有林事業関係職員の給与改定に要する経費を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第２９号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高芝森林整備課総括課長 議案第２９号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案は、議案書（その２）の１４８ページであります。内容につきましてはお手元にお配りしております説明資料により御説明いたします。

議案第２９号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてでございます。

１の提案の趣旨であります。令和７年８月１９日、岩手県林業技術センター職員が敷地内の草刈り作業を行った際、跳ね上げた小石が敷地内に駐車中の〇〇〇〇氏所有の自動車に衝突したことにより車両が破損したため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれ

に伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償及び和解の相手方ではありますが、紫波郡紫波町在住の〇〇〇〇氏でございます。

3の損害賠償の額ではありますが、13万2,616円とするものであります。

4の和解の内容ではありますが、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 中身の質疑ではないのですが、今説明されるときに〇〇〇〇氏と言いきちんと氏をつけましたが、この資料だけ見ると〇〇〇〇所有と呼び捨てになっています。やはり資料にも、きちんと言氏をつけるべきだと思うのです。これは、農林水産部に限らずほかの部局もそうなのですが、やはり失礼なのではないかと思ひまして、今回県が悪いのであって、これだと相手方が悪いようにも見えるので、資料にもしっかりと記載してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

○大森副部長兼農林水産企画室長 岩崎友一委員からの御指摘について、そのとおり思っていますが、先例がこのようなになっているのでこうした書き方をしております。これは全庁で統一的な取り扱いになると思いますので、今の御指摘の部分を含めて今後どういう書き方がいいか、内部で検討させていただきたいと思ひます。

○高橋はじめ委員 同様の案件は各部でもいろいろ出てくるのですけれども、今回被害に遭った方は指定されている駐車場にとめていたのかどうかの確認が一つです。

それからもう一つは、この作業をするときの注意事項やマニュアルなどはどうなっているのか。今回は車ですけれども、石を跳ね飛ばして人に当たることも可能性としてはあるわけです。それらを含めてどのようになっているのか、その作業手順をお伺いしたいと思ひます。

○高芝森林整備課総括課長 まず、駐車場所についてでございますが、今回被害に遭われました〇〇〇〇氏はいわて林業アカデミーの研修生でございまして、この方は機械研修棟前の舗装路面のところに駐車していたものであります。この場所につきましては、各種研修会の場合に講師の方も駐車している場所ということで、駐車場所については特に問題はないものかと思ひております。

続きまして、刈り払い機の使い方についてでございますが、これまでも草刈り作業におきまして、石が跳ねないように刈高の調整や作業区域内に部外者の立入禁止を注意するなど配慮しながら作業が行われてきたものでございます。ただ、今回の被害につきましては、刈り払い機の取扱説明書の中で、作業中において周囲15メートル程度の小石の飛散による危険性について記載されていたことに対しまして、今回の草刈り機と車の距離が14メートル程度だったということで、十分な注意がされていなかった部分もあろうかということで、この点につきましても引き続き今後注意して作業は必要かと考えております。

○高橋はじめ委員 農林水産部全体として、今後の再発防止に向けた、例えば注意喚起やマニュアルの再点検などはどのようにされているのでしょうか。

○高芝森林整備課総括課長 このような草刈り作業の機械につきましては、各試験場、技術センター等にあり得ることだと思っております。まずは、刈り払い機の取扱説明書の中で、こういった小石の飛散の可能性があることは十分に注意がなされているので、まずはそれをしっかり遵守することが重要だと思っております。あとは、その危険性を十分に認識しまして、危険な区域はあらかじめ作業範囲から外したり、必要に応じて刈り払い機の周辺を板で覆い、小石の飛散を防止するなど具体的な危険の防止策は各職場においてしっかり対策をとっていく必要があろうかと思えます。

○高橋はじめ委員 まさにそのとおりだと思います。例えば土木部など道路の草刈りを発注してやるところは、受注した建設会社は網を持ったりして、周囲に飛散しないように注意しているのです。ただ、農林水産部の管轄する農地や周辺の草刈りというのは広大な面積であるし、飛散防止で1人つけるのは、なかなか人的に難しいところがあるのかもしれませんが。そういう中で、朝に作業の指示を出すときには、管理監督者がしっかりとそのことを注意して、同じような事案が起こらないよう、人に当たれば大変なけがにもなるわけですし、その辺はぜひ今後徹底していただければと思っております。

○城内愛彦委員 高橋はじめ委員からも話があったとおりですが、県庁内の各部局でも似たような作業での事故は発生していますので、農林水産部だけではなくて、全庁で情報を共有するという姿勢、体制は必要だと思います。作業マニュアルはそのとおりですし、安全対策はしっかりと確保すべきだと思います。もし草刈り作業をするならば、その地域に駐車している車には、この時間帯はどこかに移してもらうということもあってもいいだろうし、そのようにしていかないと、多分また発生する事案だと思いますので、その辺を含めていろいろなことに配慮しながら対応していただければと思います。

○高芝森林整備課総括課長 城内愛彦委員からも御指摘がございましたほかの部局における注意喚起であります。当部でも当課所管の岩手県林業技術センターでこういった事案が起きましたので、ほかの部局に対してもこちらから情報共有を図るようなことも含めて全庁的な被害の防止につながるように取り組んでいきたいと思えます。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立農業大学校整備基本計画（案）の策定についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木農業普及技術課総括課長 岩手県立農業大学校整備基本計画（案）につきまして、A4横の資料1とA4縦の資料2をお配りしておりますが、資料1、岩手県立農業大学校整備基本計画（案）の概要についてと記載している資料で御説明申し上げます。

1ページをごらん願います。今年度農業者や関係団体、学識経験者などが参画する岩手県立農業大学校基本構想等策定検討懇談会を設置し、岩手県立農業大学校の果たす役割や必要となる機能、施設整備の視点などについて幅広く意見を伺いながら、本年10月に岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想を策定したところです。

整備基本計画の構成は、黒文字の1から6の基本構想に、赤文字で記載しております7、施設整備の基本方針、8、整備スケジュールを追加した構成としております。

2ページをごらん願います。策定の趣旨であります。本県農業の次代を担う農業者の着実な育成に向け策定した基本構想を踏まえ、今後必要となる施設整備の方向性を示す整備基本計画を策定するものです。

3ページをごらん願います。施設整備の基本方針であります。老朽化した岩手県立農業大学校の管理棟、教育棟を建てかえ整備することとし、岩手県立農業大学校に農業科学博物館を集約、合築することで、岩手県立農業大学校の教育・研修機能に加え、農業に関する資料の展示や学習の場の提供など、岩手県立農業大学校の魅力向上を図るものです。

4ページをごらん願います。施設整備の視点は、利用者の視点、防災等の視点、経済性、効率性の視点に立った施設の構造とし、脱炭素化等への取り組みのほか、施設別の整備の視点を掲げているものです。

5ページをごらん願います。整備予定地は、岩手県立農業大学校の敷地内に建てかえ整備することとし、施設整備の流れは図のとおりであります。青色点線部の整備予定地の旧寮等を解体後、緑実線部に岩手県立農業大学校、農業科学博物館を移転集約し、3番、赤波線部につきましては既存の岩手県立農業大学校の管理棟、教育棟、農業科学博物館は新施設への移転後に解体する方針です。

6ページをごらん願います。施設の規模・内容は表のとおりで、整備後の全体面積は約1,900平方メートルを見込んでおります。

7ページをごらん願います。整備スケジュールは、図にお示ししたとおり令和12年度からの供用開始を目指すものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○高橋林業振興課総括課長 令和8年度以降のいわての森林づくり県民税（最終案）について、A4横の資料で説明いたします。

まず、1の趣旨でございますが、令和8年度以降のいわての森林づくり県民税の素案について、ことし6月に公表し、パブリックコメント等を踏まえ、最終案を取りまとめたものであります。

参考にありますとおり、最終案の制度と取り組みは、素案から変更がなく、令和8年度以降も制度を継続し、引き続き施策の充実を図りながら実施すること、新たに森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取り組みを実施すること、県民の意向を踏まえ、現行制度と同じ課税負担額、課税期間5年間としております。

2の素案からの主な変更点であります。まず意見を反映して修正した内容ですが、被害木の除去の対象に、林野火災を加えたことがわかるよう文言を整理したこと、クマ等の出没抑制を図るための緩衝帯整備の取り組みに、市町村が取り組むことがわかるよう文言を整理しました。次に、野生動物が出没する生活圏が人の生活圏であることなどの用語の整理を行っております。

3の素案に対する意見の反映状況ですが、意見は全部で54件が寄せられ、全部反映が2件、ほかに趣旨同一4件、施策等の実施段階で参考とする意見27件などがあり、その他質問等が21件となっております。

続きまして、資料1の概要版で最終案において変更になった点を中心に説明いたします。

まず、2ページをお開き願います。第2、取組の実績と課題では、税收額、基金残高を令和6年度決算額に修正しております。

3ページをお開き願います。具体的な実績と課題は、県民の参加人数等を決算数字に修正しております。

4ページをお開き願います。素案から変更はなく、2の森林・林業に関する情勢の変化として、森林資源の本格的な利用期の到来と、若齢の整備手おくれ林分が多数発生していること、松くい虫、ナラ枯れの拡大、大規模な林野火災の発生のほか、野生動物の生活圏への出没増加、激甚化する気象災害等による流木被害の増加などを挙げております。

5ページのアンケート結果、それから6ページの事業評価委員会による提言は、素案から変更がございません。

7ページをお開き願います。7ページでございますが、令和8年度以降も制度を継続し、既存の取り組みを施策の充実を図りながら実施するとともに、新たに森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取り組みを実施することとしております。

8ページをお開き願います。ここからは、取り組み内容についての記載となっておりますので、素案から大きな変更はありませんので、新たな取り組みについて説明いたします。

(1)、環境重視の森林づくりのうち、アの公益的機能を増進する若齢林の整備、ウの森林環境を保全する植栽等は、林野火災跡地の森林再生に向けた植栽や保育などの支援を盛り込んでおります。

9ページをお開き願います。オの気象被害等を受けた森林の整備は、林野火災による被害木の除去等の支援を盛り込んでおります。

2 ページ飛びまして 12 ページをお開き願います。新たに取り組む森林に関連する安全・安心な県民生活の取り組みを記載しており、現行の条例の趣旨の範囲内において、アの野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備、イの大雨時の流木被害を軽減するための危険木等の伐採・除去、ウの安心して自然環境に親しむための森林公園・自然公園等の環境整備を行うこととして盛り込んでおります。

13 ページをお開き願います。おわりにとしまして、これまでの支援とその成果、一方で森林に関連した新たな課題への対応が求められており、令和 8 年度以降も制度を継続、充実させ、新たな取り組みを行い、森林の公益的機能の維持、増進に努めていくことを記載しております。

以上で説明を終わります。

○千葉盛委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○岩崎友一委員 まず 1 点目が、岩手県立農業大学校の建てかえに対して、県産木材の利用、活用とありましたけれども、ぜひ令和 7 年大船渡市林野火災の被害木も活用してほしいと思うのですが、現段階でそういった構想があるのかどうかお伺いします。

○鈴木農業普及技術課総括課長 岩手県立農業大学校の整備に当たっての県産材、そして令和 7 年大船渡市林野火災の被害木の活用についてということでございます。現時点では、まだ施設の規模感などの検討段階でございまして、具体的にどれくらいの木材の容量になるかなどというのは、今後の検討事項でございます。今いただいた意見も踏まえまして、検討を続けてまいりたいと思います。

○岩崎友一委員 これからの検討の中で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、いわての森林づくり県民税の説明がありました。確認ですが、例えば 12 ページの野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備等とありますけれども、これらの事業は、こういった事業を行う市町村に対して県が補助する形で進めるということによろしいでしょうか。

○高橋林業振興課総括課長 12 ページの野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備についてであります。こちらについては熊等の移動経路となり得る河川等の樹木の伐採、やぶの刈り払い等の環境整備を行うということで盛り込んでおりますけれども、基本的には令和 8 年度以降の取り組みということで、具体的な内容については当初予算編成の中で検討することになっております。こちらについては河川を所管する県土整備部と連携しながら検討するということにしております。

○岩崎友一委員 そうすると、基本的には県が行う事業に活用するということで、市町村が行う事業に県が補助するなどというスキームは考えていないということですか。

○高橋林業振興課総括課長 失礼しました。移動経路となり得る河川内の部分について、基本的には先ほど説明した予算編成の中で検討することにはなっているのですが、今検討している中では河川等については県の管理する河川ということで県土整備部と検討しております。

市町村に対する補助等につきましては、今年度から緩衝帯の整備ということでいわての森林づくり県民税を活用した補助を行っておりまして、こちらについては令和8年度以降のいわての森林づくり県民税の最終案においても継続するという事で盛り込んでおります。

○岩崎友一委員 いずれ上手に活用していったほしいと思います。

あと、ツキノワグマ対策について、私も国のクマ被害対策パッケージの概要を見て、少し気になったので確認させていただきたいのですが、まず農林水産部関係として耕作放棄地についてです。これはツキノワグマにかかわらず、耕作放棄地をどうしていくかというのはかねてよりの課題でありますけれども、やはり私も地元を見ていまして、年々耕作放棄地がふえていっていると感じていまして、草も手入れがされていないということで、当然そういったものも熊の出没経路になるなど熊が出やすい環境をつくってしまっているのではないかなと思うのですが、これらの対応に関して農林水産部の見解をお伺いしたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 耕作放棄地の対応についてであります、国の調査結果によりますと、本県の令和5年度の耕作が行われていないなどの荒廃農地面積は3,580ヘクタールとなっており、こうした農地がふえることにより野生鳥獣が人里に近づきやすくなり、農作物への被害を拡大する一因になるものと考えております。このため、県では荒廃農地の発生防止や解消に向け、国や県の事業により農業生産活動や農地の利用促進、障害物除去や整地等の取り組みを支援しています。

県としましては、ツキノワグマを含む野生鳥獣による農作物被害の軽減に向け、引き続き荒廃農地の発生防止や解消に取り組むとともに、国の鳥獣被害防止対策交付金を活用し、市町村等が取り組む有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、里山周辺の除間伐等の緩衝帯整備などによる地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。

○岩崎友一委員 その支援策は具体的にどのようなのですか。実際草刈りをするとしても、耕作放棄地にも基本的には所有者がいるわけでありまして、イメージ的には県として誰に支援するのか伺います。

○櫻田担い手対策課長 鳥獣被害防止対策交付金によります緩衝帯整備につきましては、各市町村で鳥獣被害に関する協議会を設置しておりまして、そちらに対して県が補助して、地域で合意形成を図った上で地域ぐるみの防止対策をしていくということになります。

○岩崎友一委員 これは、今回の国のクマ被害対策パッケージでも耕作放棄地の部分では使えるものなのか、今の事業でやっていくのか、この辺はどうなのですか。

○櫻田担い手対策課長 今回国が示しましたパッケージにつきましても、鳥獣被害防止対策交付金としまして措置されておりますので、こちらで対応していくということになります。

○岩崎友一委員 ぜひよろしくお願いします。

同じくツキノワグマ対策で私が気にしているのは、ことしも秋のサケが全然取れなくて、

今はもう何トンではなくて何本です。先週大槌町の定置網に雌のサケが1本入ったが高くて買えなかった、イクラを取りたかったけれどもだめだったという非常に厳しい中、今は県の御理解、御協力もあって、県内各地のふ化場にはトラウトサーモンやギンザケの稚魚が入っているわけですが、そのふ化場への熊の被害というのは本県では出ているのか。全国的にはどこかの県であったと聞いていますが、本県でもその現状と今後の対策、やはりふ化場経営も非常に厳しいものですから、その稚魚が食べられてしまうことの損害も懸念されておりまして、その辺について伺いたいします。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 サケ・マスふ化場におきます熊の状況でございますけれども、まず本年9月にマスを飼育しております大槌町の養魚場で熊が出没しまして、バケツに保管しておりました死んだマスが食べられた事例につきましては報道等で承知しているところでございます。

県内のサケふ化場におきましては、現在のところは熊による被害の情報はございません。一方で、これまでサケ稚魚の生産は秋から春までの期間、ふ化場を利用しておりますが、サケ、マス類の海面養殖用資源の生産によりまして、ふ化場を周年利用する事例がふえておりますことから、今後は熊による被害も危惧されるところでございます。そのため、県では関係団体等と連携しまして、熊の餌となる死んだ魚や配合餌料などは屋外に放置しないなど被害防止に向けて、ふ化場へ注意喚起してまいります。

○岩崎友一委員 私もよくわかっていないのですが、さまざまな意見がありますから、熊の生態を完全にわかっている学者なども恐らくいないと思うので、例えばふ化場に対する電気柵の設置など、被害が出る前に具体的な動きをしていったほうがいいのではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 まず、ふ化場で考えられる対策でございますし、一部先ほどの答弁と重複しますが、ふ化場における対策としましては、一つには岩崎友一委員からも御指摘のありました電気柵の設置など物理的な防御と、先ほど申し上げました魚の死骸、餌などを屋外に放置せず、密閉した倉庫に保管するなど誘引物の除去、それから施設周辺のやぶの刈り払いなどの環境の整備などが考えられるところでございますので、そういったところをふ化場と協議してまいりたいと思います。

○岩崎友一委員 御存じのとおり、県内では経営が厳しい漁業協同組合が物すごく多い中で、ふ化場も赤字の大きな要因であり、トラウトサーモンやギンザケの稚魚なども入れながら、赤字幅をどうにか小さくしようと今頑張っています。ぜひ被害が生じないように早急に対応をお願いしたいと思います。

二つ目ですけれども、いわて水産連携推進会議についてです。これについては城内愛彦委員がずっと質問されていまして、立ち上がって今活動されていると思いますが、本当に漁業も厳しい、漁業協同組合の経営も厳しい、魚が取れないものですからそれに付随する水産加工業も厳しい。もっと言えば、その先の流通業も厳しいという、本当に裾野の広い水産業においては厳しい状況で、やはりこのいわて水産連携推進会議に求められる役割は

大きいと思いますし、私も期待しております。今年度の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 いわて水産連携推進会議についてでございますけれども、県では岩手県水産業リボーン宣言の取り組みを加速させるため、本年1月に岩手県漁業協同組合連合会や岩手県水産加工業協同組合連合会などの関係機関、団体とともに、新たにいわて水産連携推進会議を設置したところでございます。これまでの会議では、岩手県産サーモンのさらなる知名度向上や消費拡大に向けまして、産地としての岩手県をアピールするためのキャッチフレーズ等を設けまして、県内外へのPR等を実施しますとともに、岩手県産サーモンのブランド化が図られますよう関係団体が一丸となって取り組んでいくことを決定したところでございます。

また、水揚げが増加している資源の有効利用に向けまして、水産加工業における原料の高騰や魚種転換に必要な加工施設の設備の対応など、直面する課題について意見交換を行いますとともに、県内で取り組みが増加しておりますウニの蓄養につきまして、新幹線等を活用した高付加価値化の取り組みなどを関係部局と協議したところでございます。

今後も引き続き生産分野、加工流通分野が一体となって取り組みを進めることによりまして、本県水産業が不漁に打ち勝ち、持続的に発展していくよう取り組んでまいります。

○岩崎友一委員 期待しておりますので、ぜひお願いしたい。魚種転換の考え方なのですが、毎年見ていると、これは海洋環境の変化で、恐らく農林水産業の中でも漁業が一番環境の変化に対して影響を受けているのではないかと考えていまして、黒潮の大蛇行が終わってどうなるかまだわからないですけれども、例えば去年ですと12月あたりでもマイワシが結構取れて、それなりに定置網にも入りまして、何百万円と毎日稼げたりするのですが、ことしはマイワシがまだ少ないようでして、毎年いつの時点でどの魚が来るかが見通せない状況だと思うのです。そうすると、例えば水産加工場においても、この魚種に絞ってという会社としての計画を立てづらいと思うのですが、そういった不安の声は水産加工会社から私もお伺いしているのです。県としてその辺の認識と、具体的にどのような支援をしていくか。魚種転換と一言で言っても、毎年取れる魚が変わってくる中で、県としては水産加工会社がどのような状況だと認識していて、対策を講じていくのかお示しいたきたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 魚種転換についてでございますけれども、まず水産加工業者の認識については、意見交換などを行いますと、やはりその年によって取れたり取れなかったり、そういう非常に不安定なもので、なかなか設備投資しづらい状況があるといったお話は伺っております。

まず、必要な設備投資に関しましては、国で一定の補助金はあるのですが、今申し上げましたようにその見通しがなかなか立たないということに関しましては、やはり今後資源がどのように変動していくのかというあたりについてできるだけ精度の高い見通しを立てることが重要かと思っております。そういった資源動向につきましては、本県を含

め国関係、都道府県が連携しまして、毎年その資源動向について評価と予測を行っておりますので、そういったあたりの精度をより高めて、適時、水産加工業者等に情報提供していきたいと思っております。

○岩崎友一委員　ちなみに、県内の水産加工場の廃業、倒産の状況はおわかりになりますでしょうか。その推移や傾向などでも構いません。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長　近年の県内の水産加工場の廃業につきましては、今手元に具体的な数字は持ち合わせておりません。

○岩崎友一委員　県として岩手県水産技術センターでもいろいろと研究はされていると思うのですが、黒潮の大蛇行が終わったとした場合の今後の影響や、今の海水温等の変化に伴う今後の影響、取れる魚種も含めて後はこうなるだろうという方向性に対する認識は今どのような感じで考えていらっしゃるのでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長　黒潮の大蛇行につきましては、ただいま岩崎友一委員から御紹介があったとおり、複数年にわたって続いてきたものがことしの春先に解消されたというところでございまして、一方で黒潮の大蛇行と本県沖に黒潮続流と言われる黒潮系の暖かい海水が北上してくることに關しては、一定の関係があるのではないかとといった知見が知られているところでございます。ことしその大蛇行が終息して以降、サンマにしてもスルメイカにしても、近年の中では少し回復傾向が見られているところでございますが、その辺の詳しい因果関係につきましては、まだ残念ながらはっきりとわからないところでございます。

あとは、過去の状況を見ましても、一旦終息した大蛇行が短いときですと2年や3年くらいで再度発生することも見られていますので、そういったあたりも今後慎重に状況の推移をみきわめながら、将来予測についても進めていきたいと思います。

○岩崎友一委員　ぜひよろしくお願いします。いろいろ話を聞いていますと、大きな水産加工会社などでは、やはり八戸市などでも買う力がかなり弱っている。ただ、今まで全然買えなかったものが逆に買ってくれないかといった話が釜石市あたりまでも下りてきているということで、岩手県に限らず八戸市、気仙沼市も結構厳しいのだという話も聞こえてきます。いずれいわた水産連携会議の場でも今後の方向性だったり、情報共有もしっかりしながら、やはり買い受けがいなければ魚を取っても意味がない、魚が取れないから加工会社が厳しいと負のスパイラルに今後陥っていかないように、このいわた水産連携会議をしっかり利活用しながら頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋はじめ委員　まず、岩手県立農業大学校の整備の関係ですが、定員をこれまでの70人から50人に改めるということでしょうか。規模を見たら、教室等も少しコンパクトになってきているというか、それから農業科学博物館もそこに組み入れるという計画だったので、そのような思いをしておりました。

それから、農業科学博物館をここに移転することについての目的や狙いなどはどのようなになっているのか。現在ある農業科学博物館は再活用できないものなのか。岩手県農業研

究センターなどあるわけですから、それはすぐ取り壊すということなのか、その辺の再活用についてまずお聞きします。

それから、いわての森林づくり県民税の関係で、先ほど河川内の刈り払いや樹木の伐採と言っておりました。県の管轄する河川ということでありますけれども、先日河川課の職員に聞いてみたら、やるとしたら立ち木の伐採だけではなくて、河道掘削を含めるといった大がかりな話もされたものですから、そうなると事業のスピード感がなくなります。私はやはり河道掘削は少し置いておいて、まずは樹木の伐採を最優先してやるべきではないかといった考えがあります。

それから、二つ目には、市町村で、このあたりを優先してほしいという場所もあるわけです。例えば私のところの北上市では、河川敷を利用して遊歩道など公園化されているところがあり、そこから少し西に上るとテニスコートなどがあるのです。やはりその周辺は多くの人が入り出す場所なので、そのあたりは優先してするべきではないかと思っております。その辺は市の要望などを含めて計画を組んで進めるべきだと思っておりますが、農林水産部としてはどのような考えを持たれているのかお尋ねいたします。

○鈴木農業普及技術課総括課長 岩手県立農業大学校につきまして、まず定員の考え方でございますが、現在の定員は70名、そして今後は50名程度としているところです。

その考え方ですけれども、少子化の進行によって、直近10年ぐらいを見ますと、高校卒業者数は2割ほど減少しております。農業大学校の入学者数は、現在50人程度を維持しているところでありまして、今後ますます高校卒業者数が一層減少することが見込まれる中にあっても、次世代の農業者の確保に向けて農業大学校の入学者数50人程度を維持していきたいという考え方で設定しているものでございます。

それから、農業科学博物館についてですが、まず移転、集約の狙いということでございます。農業科学博物館は、県民が農業に関する歴史であったり知識を得るといったところでございますが、今後農業大学校に農業科学博物館を集約することによって、農業大学校における学生による農業の学び、それから農業者の研修の学び、そして県民における農業全般の情報を得る場所ということで、総合的な研修教育機関としての魅力向上のために移転整備するということでございます。

それから、農業科学博物館の再活用というお話でございました。集約整備後につきましては、5年以内に古い施設は解体または売却という形で県の財政負担を減らしていくといった基本的な考え方がございます。解体後の跡地であったり、または売却が可能かどうかにつきましては今後の検討ということでございます。

○高橋林業振興課総括課長 まず、河川内の樹木の伐採等の進め方でありまして、先ほど説明しましたとおり、来年度当初予算案の内容については予算編成過程の中で具体的に県土整備部とも連携しながら検討していくことにしておりまして、先ほど高橋はじめ委員がおっしゃいました河道掘削等のお話を含めてではありますけれども、具体的にどのように進めていくかということについては予算編成過程の中で今後検討していくという

ことで、いずれその効果が早期に出るような形で具体的な事業内容について検討していきたいと考えております。

それからもう一つ、市町村の意向の確認ということでございますけれども、やはり市町村でそういった優先してやってほしいといった箇所があると思いますので、市町村の意向等も聞きながら、具体的な実施箇所等を検討していくように、県土整備部等とも連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○高橋はじめ委員 県立農業大学校の件ですけれども、農業科学博物館は今大きな駐車場やトイレもあったりして外から容易に入れるのですが、農業大学校になってしまうと、大学の敷地内はなかなか一般県民が入りにくいといった感じもするのです。その辺の配慮は必要ではないかと私は思っていますので、今後整備のところで考えていただかなければならないと思います。

それから、学生を集めるということで御苦労されて、県内の農業高校に限らず普通高校などにも声をかけたり、あるいは隣県にも声をかけたりしているところですが、いずれ学生を集めるのは大変苦労していると思っております。

それから、例えば海外からの留学生も3名、5名など一定枠を受け入れていくという国際的な貢献というか、役割というか、そういったものもおのずと出てくるような気がします。例えば、私も行く予定にしていましたけれども、今回インド大使館でそういう初めての会合が持たれるという話で、ああいうところで経済的な交流ばかりではなくて、人的な交流も含めて——例えば、インドの農業振興のために農業の担い手などについても岩手県は支援する用意もあるのだといったことも売りにしていくのもあるのではないかとふと思ったところでございます。その辺と、来年度の入学の志望状況も含めて状況をお尋ねしたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 農業科学博物館の関係ですけれども、農業大学校には、一般県民が訪れる建物として、花きセンターや農業機械の関係なども含めて農業者が研修に訪れる農業研修館があり、全く自由というわけではありませんけれども、県民も入っていただける環境でございますので、農業科学博物館につきましてもそのような施設環境として入館いただきたいと考えております。

それから、学生を集めるということですが、高橋はじめ委員から御指摘いただきましたが、農業大学校では県内の普通高校も含めた全高校に対して訪問しております。県外の青森県、宮城県、秋田県などの高校にも訪問しております、農業大学校のアピールをしているところでございます。

それから、一番最後にお話しいただきました入学者の見込みにつきましては、まだ最終的な結果が出ていないのですけれども、現状50人程度が続いておりますけれども、大体50人程度を見込んでいるということでございます。

それから、海外の方の受け入れといったお話がございました。これにつきましては、どのようなことができるか、実際にニーズがあるのかどうかということも含めて情報収集し

ながら研究していく必要があるかと思っております。

それから、人的な交流や海外の農業情勢を知るといったことは、農業大学校の学生にとっても必要なことだと思っております。現在実施しているのは、海外で農業研修を積まれて、今県内で農業生産、農業経営に活躍している方々から自分の海外視察の御経験であったり、それを生かした農業経営について学生に対して講義をしていただくといったことを実施しております。

○高橋はじめ委員 次に、一関市で発生している石灰砂れきの農地への盛り土、いわゆる白い農地問題について伺いたいと思います。この問題は、昨年の県議会 9 月定例会の一般質問で取り上げさせていただきました。1 年経過いたしまして、いろいろこの事案の経過や問題、さまざまな措置というか、県や市としての事案処理が進んでいると思いますし、その一方でいまだ解決できない問題、課題もあると思うのです。私の地元ではないので、詳細な事情や情報もあまりないわけではありますが、最近地元の新聞社の報道もありまして、やはり深刻な問題ではないかとも思ったところでございます。一刻も早くその農地所有者の立場に立って早期に解決を図らなければならないと、私自身も思っているところでございます。

それで、昨年の佐藤農林水産部長の答弁で、今後調査し、対処することになっていた点についてお尋ねしたいと思います。

まず 1 点目は、白い農地問題に関するこれまでの調査結果はどうであったのか。

2 点目、調査結果をもとに、関係法令に基づき適切に対応するとしておりましたけれども、どのようなになっているのか。

3 点目、農地の原状回復について、どのような計画となっているのか。3 点まとめてお願いいたします。

○高橋農業振興課総括課長 3 点お尋ねがございました。

まず、調査結果でございます。県では本事案が発生して以降、まずは事実関係を把握するため、土地の所有者あるいは盛土工事等を行った関係者に対しまして、土地の所在、農地の状況、違反に至る経緯等の聞き取り調査を行うとともに、1 筆ごとに盛り土された農地の調査を実施したところでございます。違反農地につきましては、筆数が 110 筆、面積が 16.3 ヘクタール、所有者が 50 人となっております。現在原因者の特定に向け、聞き取り調査の内容の精査を進めているところでございます。

この調査結果をもとにどのような対応をする、もしくはどのようなになっているのかということでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在その調査内容の精査を行っているところでございます。関係法令に基づきまして、今後は是正を求めることになっていくわけですが、まずは聞き取り調査内容の精査を進め、それとあわせて国から助言もいただきながら、現在はその是正内容を検討しているところでございます。できるだけ速やかにその方針を決定し、原因者に対し指導等を行っていきたいと考えております。

また、計画について御質問がございました。違反転用に対する処分につきましては、そ

の原因者に対し、農地法に基づき知事等が相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができるということになっております。そのように規定されておりますことから、国からはこの規定に沿って適切に対応してほしいとの助言を受けているところでございます。

こうした助言も踏まえ、是正内容につきましては、違反転用に係る土地の現況、あるいは周辺における土地の利用状況等の事情を総合的に考慮しまして、現在検討しているところでございます。できるだけ速やかに是正方針を決定していきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 県内外の盛土材の提供2社といったこともありましたし、提出書類の改ざんをして盛り土をしたといったことも明らかに違法だと思うのですが、その辺のかかわりのある事業者や原因者の公表は今の段階ではまだできないということなのですか。

○高橋農業振興課総括課長 現在その原因者の特定におきまして、聞き取り調査内容の精査を進めているところでございまして、現時点ではその事業者も含め、土地所有者などの全ての関係者、あるいは個別具体の事項の公表につきましては差し控えさせていただきたいと思います。

○高橋はじめ委員 1年たって、まだ調査の内容が固まっていないということは非常に残念だと私は思っております。やはりこれは早めに作業を進めて、しっかりとした結果、結論を持って、次のステップに進んでいかなければならないと思っていますので、その辺は今後とも精力的にやってほしいと思っています。

それから、農地法違反について、同じような筆跡だということで、業者が代筆して農業委員会に出しているといったことが新聞報道などでは明らかになり、しかも一度に盛り土がされたわけではなくて、長期間にわたってやられてきているということは、最初に盛り土した状態がどのような状態になっているか本来はわかるわけです。それが継続的にやられているということを含めると、このようにたくさん出てきている以上、どうも農業委員会の書類を受け取っている担当者の対応も大変問題があるのではないかと思います。しかも、最初にやった業者と同じ業者が出してきているわけですから、最初にやった盛り土がどのような状態になっているか、現地を見て、その状況に応じてまた書類を受理しなければならないと、普通はそういう手続なような気がします。それを110筆受け取ったということは、やはり相当大きな問題があるし、見方によってはその業者と担当職員との癒着もあったのではないかと思います。出てくるわけですので、これは場合によっては刑事告訴もして、そして警察にしっかりと調べてもらわなければならない段階ではないかと私は思うのです。排出されているところも県内の地元業者だということもあって、遠慮しているといったところもあるのかもしれませんが、いずれ法令違反は法令違反であって、新聞報道によれば、現実問題はそれによって農業者の方々が盛り土を依頼した形になっているのですけれども、ただだからと、違反はないと、問題はないのだと言われてだまされたという証言が出てきているのです。それらを含めたら、これは詐欺罪というものもあるし、盛り土違反あるいは農地法の違反であれば、3年以下の刑と、あるいは500万円の罰金刑という

重い法律なので、それらを行政が判断できるかという、なかなかそういう違反の問題は判断できないと思うわけです。そういうことから、告訴すべきではないかと私は思っているのですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○高橋農業振興課総括課長 先ほど聞き取り調査内容の精査というところでお答え申し上げました。やはりこの聞き取り内容の調査といいますのは、例えばAさんがこのように言いました、Bさんがこのように言いましたということだけをただ単純にまとめるものではなくて、我々が処分方針を決定するための根拠となるものでございまして、しっかりとその内容の精査はしなければいけないのではないかとということで、若干時間がかかっているものでございます。

そうした結果、場合によってはさらに追加の調査などもあるかと考えておりますが、しっかりとその内容の精査を行いながら是正の内容を考えていく、そういう調査の結果の中で最終的にどのような対応をしていくのかというところを、しっかりと精査していかなければならない、そういうことを考えておりますので、その中でどういう問題が出てくるのかというところが明らかになってくると思います。

また、新聞等でもいろいろと報道はされているところでございますが、先ほど全て現在調査内容の結果を精査しているところであるとお答えしておりますけれども、そういう段階の中でなかなか個別具体のことについては、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。御了承お願いいたします。

○高橋はじめ委員 さまざまそういう積み上げというのは理解はしますけれども、それによってこれが2年、3年、4年、5年と長期にわたっていくのであれば、とても原状回復もできないし、土地の所有者も高齢の方々がかなりですので、出たときに果たしてその方々が対応できるのかという、それはまた難しい問題です。これは、やはり早急に、しっかりと見定めて結論を出して対応しなければならないとも思っておりますし、いずれ違反は明らかだと思しますので、これは別な取り組みもしていく必要があるのではないかと私は思っておりますので、ぜひその辺も引き続き検討をお願いしたいと思っております。

もう一点、令和7年大船渡市林野火災の今後の取り組み10月末の新聞報道によれば、延焼面積3,370ヘクタール、被害総額102億円というのは確定だと思うのですが、もう一度この被害の実態を伺いたい。

それから、林野の再生に向けて国の支援はどのようになっているのか。林野再生に向けて、私有林の所有者、大船渡市、それから岩手県、それぞれの所有者は林野再生にどのような意向を持っているのか。

それから、民間事業者が山林再生や山林の取得について住民説明を行っているが、県の評価を伺います。この民間事業者は誰が頼んで来てもらったのか。民間事業者が自分の考え、営業の関係、仕事の関係で来て勝手にというのではないのですけれども、どうやって進めているのか。その辺がわからないし、かつては東日本大震災津波のときに特定非営利活動法人大雪りばあねっとの事件がありました。それらを含めて、この事業者は本当に問

題ないのかということも精査してもらわなければならないと思っていますので、そういう意味で評価を伺います。

それから、民間事業者が林野の所有表明をしていて、私有林を持っている方に4割ぐらいはなかなか再生できないのだという話がある中で、1ヘクタール1万円で引き取りますといった話も出ているということも見受けました。それが妥当な数字なのかどうかはわかりませんが、そういうことであれば市や県が1ヘクタール1万円で購入したらいいのではないかと私は端的にそう思ったわけです。民間事業者任せでは、将来その林野がどのように変貌するか全くわからないわけです。例えば大規模なメガソーラーや風力発電を設置するなど、いろいろな問題があるので、その辺を心配しております。

○坂田技術特命参事兼企画課長 まず、農林水産関係の被害でございます。本年2月に発生しました令和7年大船渡市林野火災では、3,370ヘクタールと広範囲に及ぶ森林被害のほか、農業施設機械とともに特用林産施設や林業機械、定置漁業用倉庫や定置網などが被害を受けたところでございます。被害額につきましては92億8,600万円余となっております。このうち農業関係では1億1,000万円余、林業関係では森林被害の59億3,900万円余が先日判明しましたので、全体で72億3,200万円余となっております。さらに、水産業関係では21億4,300万円余の被害となっております。

○高芝森林整備課総括課長 まず、質問いただいたもののうち国の支援についてであります。令和7年大船渡市林野火災は本年3月に局地激甚災害に指定され、国の森林災害復旧事業の適用措置について公布、施行されたところであります。県では、この森林災害復旧事業を最大限に活用し、森林の復旧に取り組んでいくこととしております。

続きまして、森林所有者の意向について御質問いただきました。大船渡市が行った個人や法人が所有する私有林の所有者を対象とした意向調査では、784ヘクタールの森林について森林災害復旧事業の活用を希望するとの回答が示されたところでございます。大船渡市の所有する大船渡市有林及び県行造林につきましても、この森林災害復旧事業を最大限に活用し、個人や法人が所有する私有林と一体的に森林復旧を進めていくこととしております。

続きまして、民間事業者の取り組みについてお話がございました。こちらの民間事業者は、新潟県などでスキー場跡地の森林再生などを行ってきた造林の事業者でございます。今般の令和7年大船渡市林野火災の発災を踏まえまして、大船渡市内に拠点を構えて、みずから相談会を開催しながら森林災害の復旧方法について所有者の方に提案を進めてきたところでございます。大船渡市が行った地域説明会や意向調査では、森林所有者から後継者不足や今後の森林管理への不安といった声が出されたところでございまして、このような民間事業者の取り組みは地域の森林管理に向けた課題解決につながる取り組みの一つであると考えております。

続きまして、民間事業者による山林の所有であります。まず、高橋はじめ委員から御紹介がございました1万円の買い取り額ということについて、こちらについては民間の取り

引きということで意見を申し上げることは難しいところでございます。

市や県が所有してはどうかということでございますが、県ではみずからが山林を所有すること自体は現時点では想定しておりませんが、森林災害復旧事業などの実施により、地域の森林復旧全体を支援するといった考えでございます。

このような民間の事業者が行う森林復旧の取り組みにつきましては、引き続き注視していきたいと思っておりますし、必要に応じてその後の管理が適切に行われるよう指導、助言を行っていきたくと考えております。

○城内愛彦委員 岩手県立農業大学校整備基本計画（案）についてお伺いします。農業科学博物館ですが、学芸員等を置くような規模のものになるのか、まず確認したいと思っております。

○鈴木農業普及技術課総括課長 農業科学博物館ですけれども、現時点で学芸員を置くことは想定しておりません。農業に関する資料をどのように展示していくかといったことにつきましても、今後の検討課題と捉えております。

○城内愛彦委員 見てもらうのだったらしっかりとしたものを真剣に考えていかないといけないし、学芸員を1人ぐらい雇って定期的に入れかえをするようなことをやっていかないと、つくりっ放しで終わってしまうということを私もいろいろな地域で見てきましたので、ぜひその辺のしっかりとした計画をつくって取り組んでほしいということを要望しておきます。

あと、県産サーモンについて、今まで我々はずっと質問してきたのですけれども、いろいろなところで養殖サーモンが始まって、後発の岩手県とすれば課題は餌だということです。どうしても原価が高くなってしまいうことで、やはり岩手県内で餌の開発をするべきだということを私も言ってきましたが、そういったことは今やっているのか、計画があるのか、そういう要望が地域から入っているのか、お伺いします。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 県内におけるサーモン養殖におきます餌の関係ですけれども、城内愛彦委員から御提案のあったような餌の一本化といいますか、統一した餌の開発要望というところは、現時点で各生産者から出されておられません。

一方で、やはり近年餌の原料が高騰しまして、配合餌料も以前に比べるとかなり値上がりして、その辺が生産者の負担になっていることは把握しております。

あと、全国的に、国ではそういった課題を受けまして、新たに虫を使った養殖用の餌の開発などの取り組みも始まっているところでございますので、そういったあたりの情報も収集しながら、実際生産者がどういったことを要望されているのか、そのあたりをまず把握してまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 今試験的に導入していて、補助があるなどして何とかうまく回していますけれども、今後独立採算制に移ったときに、やはり必要になってくるのは餌になってきます。岩手県産ブランドというのはやはり必要になってくると思います。そういったものを特質のあるものとするには、岩手県のものをつくっていくというのは大事だし、大手の

商社から仕入れるよりは全然安くなると思うので、そういうことを全体的に調査して、ニーズを掘り起こして、先に手を打つということをやってほしいと思いますので、これは要望にしておきます。これは、今後も質問しますので、準備しておいてください。

次に、ナラ枯れの状況について、県全体でナラ枯れがどれくらいあるのか、対策はどのようなになっているのかお伺いします。

○成松整備課長 県内のナラ枯れの状況でございますけれども、被害量といたしましては、令和6年度において6,970立方メートルとなっております、これは前年に比べて187%増加している状況でございます。

ナラ枯れの被害の対策についてでございますけれども、県ではドローンによる航空調査、それから職員が行う地上調査によりまして被害状況を把握し、被害木の徹底駆除を行って、被害地域の拡大防止に取り組んでおります。

また、いわての森林づくり県民税を活用いたしまして、高齢なナラ類を伐採して被害を受けにくい森林への若返りを図っているところでございます。さらに、国有林でナラの丸太を集積して、病原菌を媒介する昆虫を誘引するおとり丸太という駆除の事例もございしますので、こうした被害対策に関する情報を各地区の連絡会議等において、関係機関、団体と共有するなど、国有林、民有林の関係者が一体となって被害の拡大防止に取り組んでいるところでございます。昨年度からナラ枯れ被害の拡大傾向であることから、今後も国や市町村、関係団体等と連携いたしまして、ナラ枯れ被害の防除対策に積極的に取り組んでまいります。

○城内愛彦委員 沿岸地域をよく走るのですけれども、ナラ枯れは一目瞭然で、ナラ枯れの山が真夏なのに赤くなっている状況があります。このスピードで岩手県の山がナラ枯れになっていくと、県産材やシイタケにも影響が出てきますし、波及するものはたくさんあると思うので、ぜひ早め早めに対応してほしいし、今おっしゃったような感じであると、もう来年はその倍になっていく可能性があるとは私は思っています。いろいろなところに飛び火していますので、関連性や因果関係などいろいろあると思うのですけれども、その辺を注目しながら、予算については、いわての森林づくり県民税の話もありましたけれども、知恵を出して対策を取ってほしいのですが、佐藤農林水産部長、いかがですか。

○佐藤農林水産部長 本県はナラ類を含む広葉樹が民有林の面積の半分を占めておりますし、あと城内愛彦委員からも御指摘がございましたシイタケ、木炭、製紙用のパルプなど地域産業と深くかかわっているということで、ナラ枯れ被害対策は極めて重要と考えております。

先ほど成松整備課長から答弁しましたような被害木の早期発見あるいは監視をしっかりする、それから早期駆除、若返り促進などに加えて、国でも今回の経済対策の中でこういった取り組みが盛り込まれておりますので、こういった部分の活用も図りながら、市町村、関係団体と連携して、先ほど答弁しました国などの取り組み事例を参考にしながら効果的な防除対策を進めてまいります。

○城内愛彦委員 ぜひ市町村と連携を取りながら、アンテナを高くして現場の状況を把握して、しっかりと対策を取ってほしいと思います。

そこで、いわての森林づくり県民税の今年度の活用状況はどうなっているのか。収入に対してどれぐらい使われているというか、どのように使っているのかも含めてお伺いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税は、公益的機能の高い森林へ誘導する間伐や公益上重要な伐採跡地に植栽などを行ういわて環境の森整備事業、それから地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援等を行う県民参加の森林づくり促進事業などに活用しておりまして、今年度当初予算では約7億400万円を計上しております。歳入であります税金につきましては、前年度と同程度の約7億2,200万円と見込んでおりまして、歳入に対する歳出の割合は約98%となっております。

○城内愛彦委員 入ってきた分は使い切るぐらいでしっかりとやっていってほしいし、その点については評価するところであります。

そこで、私はこれまでも提案してきたのですけれども、納税をしている方々は恩恵は受けているのだけれども、例えば山の中でいわての森林づくり県民税の事業をしていますと言っても、目にすることがなかったわけです。そこで提案したのは、先ほど話も出しましたが、例えば立ち木を伐採するような事業にも展開していってほしいと思います。そのことが自分たちの納めた税金がどういう形で使われているか一目瞭然になり、県民に対しても納税者に対してもいい意味でのPRになると言ってきたのですけれども、そういう点については新年度予算案の中で取り組んではいるようではございますけれども、そういうことも含めて盛り込まれているのか確認したいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 令和8年度以降のいわての森林づくり県民税の最終案につきましては、先ほど説明しましたとおり、新たに森林や森林施策が県民生活に直接かかわる分野など、森林に関連する安全、安心な県民生活に資する取り組みを実施することにし、大雨時の流木被害を軽減するための危険木等の伐採状況などを盛り込んだところでございます。こうした取り組みなども進めながら、多くの県民の皆様にはいわての森林づくり県民税の効果を実感いただけるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 ことは特にと言ったほうがいいでしょうけれども、近年は熊が川沿いに出ることがあります。公益社団法人岩手県猟友会の方々にもお話を聞きますと、やはり川沿いに木がいっぱいあるので、人に見えないように出てくるのだという話をされています。やはりそういう点からいくと、立ち木の定期的な伐採、手入れは必要になってくるのだと思うのです。そこはぜひやってほしいし、そのことが納税する方々の安心、安全につながるのであればなおさらだと思いますので、よろしくお願いします。

次に、森林環境譲与税ですけれども、岩手県、市町村に対する配分と、その利用状況はどのようになっているのかお伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 森林環境譲与税につきましては、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進することを目的に、市町村では森林経営管理制度に基づく森林整備の促進や担い手対策、木材の利用促進等の費用に、県では市町村の取り組みを支援する費用等に充てることとされております。このため、県では市町村の取り組みを支援するため、技術的な助言を行う専門職員の配置や市町村等が森林情報を効率的に利用できる森林クラウドシステムの整備、それからいわて林業アカデミーにおける現場技術者の養成、県産木材の利用促進の取り組みなどに活用しておりまして、今年度当初予算では約2億2,200万円を計上しております。

歳入であります今年度譲与の見込みにつきましては、前年度と同程度の約2億300万円と見込んでおりますことから、歳入に対する歳出の割合については約109%となっております。市町村に対する譲与額については、令和6年度の譲与額になりますけれども、約17億9,300万円が譲与されておりまして、令和6年度の執行額につきましては11億7,400万円ということで、執行率については約66%となっております。

○城内愛彦委員 いろいろな理由があって市町村のほうの執行率が低い状況と聞いていますけれども、ぜひ県のリーダーシップのもと、この予算をしっかりと使えるように指導してほしいと思います。その中には、先ほどの質問でも取り上げましたけれども、ナラ枯れなどいろいろな被害があります。そういったことに対してもしっかりと対応できるような仕組みづくりを含めてやってほしいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○高橋林業振興課総括課長 市町村における未執行額につきましては、後年度に執行予定の事業等に充てるためとしておりまして、具体的には航空レーザー計測解析業務や意向調査の後に順次実施するとしております森林整備等に活用することとして基金に積み立てている状況と伺っているところでございます。

県における市町村に対する支援としましては、先ほど県の森林環境譲与税の活用のところで説明いたしましたけれども、市町村に対する技術的助言を行う専門職員の配置、それから森林クラウドシステムの運用の支援等を行っているところでございますので、こういった森林環境譲与税を活用した支援によりまして、市町村の執行が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 私からは、いわての森林づくり県民税と岩手県立農業大学校、家畜診療所の関係について伺います。

まず、いわての森林づくり県民税について、私も城内愛彦委員と課題意識は一緒であります。そういう中で、資料の2ページにある基金残高についてまずお伺いしたいと思いますが、一番多いときで25億円ぐらいあって、今11億円という状況の中で、年間予算の兼ね合いと残高について、どのように活用していく考え方をしているのか伺いたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 2ページにございますとおり、令和6年度末の基金残高につ

きましては約 11 億 2,000 万円となっております。こちらにつきましては、第 4 期が始まる前にはもっと残高がありましたけれども、第 4 期において、例えば新たに更新が図られていない伐採跡地における植栽等の取り組みなどを拡大しまして、基金の有効活用をしてきているところをございまして、これからの基金残高の活用につきましては、今回新たに取組みます安全、安心に関する取り組みであったり、従前の取り組みも充実してやるとしておりますので、そういった取り組みを通じて当該年度の税収と基金残高を有効活用していきたいと思います。

○菅野ひろのり委員 そうすると、今収入が 7 億 2,000 万円というところに加えて、例えば年間プラスで 1 億円などどの程度使っているという計画があるのかどうか、その辺の具体的なところを伺いたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 これからの基金の活用の見通しでありますけれども、これにつきましては、来年度の予算につきましても予算編成過程で検討することとしておりまして、来年度以降の 5 年間の活用見込みにつきましても、各年度の当初予算の予算編成過程において検討していくと思っております。

○菅野ひろのり委員 わからないということですね。というのが、先ほど城内愛彦委員からもありましたけれども、ナラ枯れの拡大は平成 24 年ぐらいからずっと延びてきて、令和 6 年がピークです。20 市町村ある中でこれをどう食い止めていくのかという一方で、新規事業もふやしながらやっていく中、どこに予算を集中的に投下してしっかりやっていくのかということです。さらに、繰り返しになりますけれども、城内愛彦委員からもこのいわての森林づくり県民税の活用が県民に伝わりづらいという指摘がある中で、ナラ枯れ被害にどの程度投入して、どう対処していくのか、そういう明確さが私は必要なのだと思っています。

そこで、ナラ枯れについてお伺いしたいのですけれども、拡大していく中で、現在このいわての森林づくり県民税でどの程度の予算を執行しながら、どのような活用をされているのか伺いたいと思います。

○成松整備課長 いわての森林づくり県民税を活用したナラ枯れ被害の対策につきましては、先ほども御答弁申し上げておりましたけれども、高齢なナラ類を伐採して被害を受けにくい若い森林に更新させていくという事業として、ナラ林健全化と言われる作業を行っているところをございます。こちらの予算額につきましては、令和 7 年度で約 2,000 万円を確保しておりまして、引き続き来年度以降も継続していくこととしております。具体的なナラ林の健全化に係る予算額につきましては、今後の予算要望の中で検討していくものとなっております。

○菅野ひろのり委員 細かくて恐縮ですが、ナラ枯れの状況は約 7,000 立方メートルで、前年に比べて 187% ぐらいふえているということだったのですが、2,000 万円の予算だとどの程度の対策が打てるものですか。

○成松整備課長 令和 6 年度と同程度の予算規模だったのですけれども、先ほど申し上げ

た被害量は6,978立方メートルと体積であったのに対しまして、ナラ林健全化は面的に森林を伐採するものなので、面積になっており、少し比較しづらくて恐縮でございますけれども、令和6年度実績で約47ヘクタールとなっております。

○菅野ひろのり委員 恐らく少ないのではないかという感じがしているのですけれども、多分その予算配分をどこに重点を置きながら森林づくりをやっていくのかというところなのだと思います。これを拡大して行って、活用しながら対策しているけれども、実際は予算がない、やりたいことがいっぱいあるので少しだけしかできないとなると、実質的な歯どめの効果はやはり不十分だと思いますし、全体的にめり張りをつけた活用の仕方をしていただきたいと思います。

先ほども新規事業としてありましたけれども、今回いわての森林づくり県民税で刈り払い等をされるわけです。私の課題意識としては、どの程度できるのか、加えて県土整備部所管の河川の共同事業などの兼ね合いもあります。場所の選定やどういう規模感でどういうスキームで行われるのか、例えば刈り払いについて教えてください。

○高橋林業振興課総括課長 刈り払いの規模感や具体的な内容というところでありまして、これについてはまさに今当初予算案の編成過程の中で、どういう規模にしていくか、どういう具体的な内容にしていくかというところを県土整備部と連携して検討している状況でありまして、今の段階ではこのぐらいという目安について特に説明できる状況ではなく、これから検討していくということになっております。

○菅野ひろのり委員 でも、もう部局内でも来年度予算の事業は大体決まっているわけです。私はこの辺が非常に重要だと思っていて、例えば河川だと住民協働と業者への委託があるわけで、そこにさらにいわての森林づくり県民税が加わるわけです。そうなったときに業者に委託されるものなのか、住民にさらに広げてやるものなのか、逆に住民が担っていたところを手を引いていただいてやるのかなど、その辺がどういうものなのかがしっかり見えてこない、県土整備部所管事業との関連で事業をしっかりと見据えて、農林水産部としてもそこは明確に示していただきたいと思います。そうすると、これは予算が決まった時点でこういう方向でやりますと農林水産部からお示しいただけるということでよろしいのですか。

○高橋林業振興課総括課長 その予算の規模などにつきまして、予算が決まりましたらお示ししたいと思いますし、菅野ひろのり委員がおっしゃるとおり、住民に広げるか、業者に委託するかについて説明していくことは大事だと考えておりますので、事業がしっかりと固まった段階で十分に周知してまいりたいと思います。

○菅野ひろのり委員 このいわての森林づくり県民税の使い方については、あまり農林水産部が主ではないというのを感じた答弁でしたので、そこも踏み込んでぜひやっていただきたいと思います。

次に、岩手県立農業大学校に移りますが、これは一般質問でも発言していますので、端的に伺わせていただきたいと思います。これも城内愛彦委員が学芸員の話をされました。

そういう視点は大事だと思っていて、以前、山形県東北農林専門職大学を視察しましたが、やはり書籍も非常に充実していて、食堂等も行きやすいような関係で、地域の方も利用しやすいと思っていましたので、ぜひ先ほどのような工夫も取り入れていただきたいと思います。

それで、11月に行われた県民と県議会との意見交換会で、学生の意見をいろいろ聞かせていただきました。その中で、ニーズとしては、やはり教室へのエアコン設置やインターネット環境の改善等いろいろあるわけですが、そういった施設整備の方針、これをどのように柱に据えていくのか伺います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 施設整備の方針につきまして、先ほど御説明いたしました岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想を踏まえて今回策定した施設整備の方向性を示した岩手県立農業大学校整備基本計画（案）において、基本方針としましては、まず老朽化した管理棟は建てかえ整備、それから農業科学博物館を集約合築することで、農業大学校の教育研修機能に加えて県民の学びの場まで一体的にするといった魅力向上を掲げております。その整備には五つの視点を掲げておりまして、具体的な施設の整備につきましては、視点の中にICT、リモート授業に対応可能なWi-Fi環境の整備、教室棟へのエアコン整備、また生活の面では学生寮の生活施設について改善していく検討をするといったことを盛り込んでおります。それから、意見交換のときに、例えばボイラーに不具合があった、インターネットがつながりにくいといった声もございましたけれども、それにつきましては校内で早速対応いたしまして、現時点では両方改善しています。

○菅野ひろのり委員 ぜひ進めていただきたいのですが、今の整備スケジュールを見ると、令和12年度の供用開始であり、まだ四、五年ある状況です。去年のスポットクーラーなど、いろいろ対応いただいていると思いますが、来年度その辺の工夫など、どのようにしていくのか教えてください。

○鈴木農業普及技術課総括課長 菅野ひろのり委員から御指摘があったとおり、早くて令和12年ですので、4年の期間がございます。本館教室棟にはエアコンがないのですが、農業研修館や花きセンターの研修室など、圃場エリアには現場教室として新しい建物もございます。現在学生の授業については、こういった教室で行うなどして、学生の健康にも配慮しながら授業をしているところであります。

それから、学生寮のエアコンは今年度の夏から無事に稼働しておりまして、学生たちは睡眠の質が上がったようで、授業中も目がさえているような状況だと伺っております。

それから、職員室等も非常に暑い環境ではありますが、本年度簡易スポットクーラーを設置するなどして、執務環境の改善に努めているところでございます。執務環境の改善、それから学生の教育、生活環境につきまして、どのような改善ができるか引き続きしっかりと検討していきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 教職員室も広い環境の中で、やはり大変だと思いますので、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

最後に、家畜獣医師の関係です。一般質問の答弁で、年度内に方向性を決めるということでした。答弁では、獣医師の連携強化と確保、育成のところに触れられていたと思うのですが、例え農業共済組合の診療所の体制が仮に限定的になっていった場合、ほかのところは基本的には民間が担うという考え方を県はしているのか、その辺の具体的なイメージについて、今お示しいただける範囲でいいので教えてください。

○佐々木振興・衛生課長 家畜診療体制の確保というところですが、今後の獣医療提供体制のあり方の意見交換を行っている中で、広大な面積をカバーするためには診療獣医師の連携強化のほか、将来を見据えた診療獣医師の確保、育成が必要だといった課題が挙げられているところです。診療獣医師の連携強化につきましては、県、それから農業共済組合の診療地域を越えた開業獣医師の連携体制など広域な人材の活用等を検討していくこととしております。

また、診療獣医師の確保、育成に向けましては、民間家畜診療所における獣医師のインターンシップの受け入れや若手獣医師を対象としたスキルアップ研修等について、県、農業共済組合、岩手大学、開業獣医師等と連携して実施できる仕組みを検討していくこととしております。

○菅野ひろのり委員 そういう連携や育成は当然重要なのだと思うのですが、今診療所の獣医師も減っていて、県の家畜保健衛生所に勤められている獣医師も46名とどんどん少なくなっているということで、さらに民間の方々に要請しつつも、総体的に数は減っていく、もしくは減るのを想定しているのではないかという気がしているのです。でもそうではなくて、ある一定数の確保は必要だということで、エリアなのか、あるいは全県なのかわかりませんが、どこが担うのか。もっと言うと第三者機関を立ち上げるのか、農業協同組合が担うものなのか、明確に示した上でさらに獣医師確保や連携、遠隔診療、そこに人工授精師を加えるのかなど、そういうたてつけが必要なのだと思っています。でも、今おっしゃっているのは、養成獣医師に対する補助金や奨学金など、そのようなことをやりますということにしか残念ながら私はまだ伝わってなくて、どのように考えているのかお聞きしたいと思っています。そこをお願いします。

○村上技術参事兼畜産課総括課長 菅野ひろのり委員御指摘のとおり、今、産業動物獣医師は少ない状況でありますし、家畜保健衛生所の獣医師も少ない状況であり、これから岩手県全体の獣医療体制をどのようにしていくのかといったところでございます。

現在、令和3年3月に策定している獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画がありますが、その中では診療地域の区分がございます。これは、今の県の農業共済組合が主となったような形で、そういう割りつけがメインになっています。昨今の診療所、県農業共済組合が沿岸地域を家畜診療しない地域と決定したことで、今は民間が担っておりますので、それらも含めて県計画についてはやはり見直しをしていかなければいけないということがあります。今のあり方検討をしっかりとやって、皆さんの意見も聞きながら、そういう地域区分も含めてやっていきたいと考えています。

○菅野ひろのり委員 重要課題ですので、引き続き取り組みをお願いして、私も継続的に発言させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○高田一郎委員 それでは、私からは鳥獣被害対策について質問いたします。

最近の熊出没状況が最多となっています。農作業中の人身被害も発生して、何よりも果樹農家からは、怖くてなかなか収穫作業も厳しいという声が寄せられております。また、農家の皆さんは、熊の出没に関する情報が得られない中で、出没しても、その周りで農作業している状況が多々あります。こういった農林事業者の安全対策を含めてしっかり取り組む必要があると思いますけれども、どのような対応をされてきたのか伺います。

○櫻田担い手対策課長 農林事業者の安全対策についてであります。県では農林業現場における熊類の人身被害等の防止に向けて、今年度は5月と10月と11月に農地や林地での作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項や収穫残渣の処理などの誘引物の適切な管理について、県の現地機関、市町村に通知するとともに、チラシ等を活用し、農林事業者への注意喚起を図っているところでございます。

また、農業者に対しては、令和7年10月30日に農作物技術情報特別号ツキノワグマ対策を発行しまして、農作業時における人身被害防止対策について県ホームページやSNSを通じ、農業者等に配信、周知をしてきたところでございます。

○高田一郎委員 今説明があったように、実際市町村に対しては通知をして、実際農家に対してはチラシ等の情報提供程度にとどまっているような答弁だったと思います。きのうテレビを見ていましたら、熊の専門家である岩手大学の山内准教授が出ておりまして、このような話をしておりました。今冬眠を迎えて、熊は餌の確保のため12月になっても行動範囲を広げている、そして餌があることでなかなか冬眠しない熊がふえて、今度は家の中に侵入するのではないかと、警戒すべきだという指摘であります。12月はもう雪が降るから大丈夫だと考えず、緊張感を持って今後も取り組んでいかなければならないのではないかと私は思います。

安全対策、情報の徹底周知については、市町村間でもかなり開きがあるのではないかと私は思います。花巻市などの取り組みを見てみますと、出没があれば、すぐに地元の自治会長に伝達し、その周辺の農家、周辺の住民に出没情報の周知を徹底して、そして音の出る広報もやっているなど、市町村によって非常に格差があるのではないかと思います。これは要望にとどめておきたいと思いますが、こういった出没情報や農林業者の安全対策を含めて、市町村間にかなり開きがありますので、全体の実態を把握しながら、紙による情報提供だけではなくて、適切な対応をしていただきたいと思います。と思っています。

それで、農林水産部においては、特に熊の出没、鳥獣被害対策にとって、やはり侵入防止対策は非常に大事な課題だと思います。そこで、電気柵の設置状況について、どうなっているのかお伺いしたいと思います。市町村では、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して電気柵なども設置を促しています。しかし、例えば一関市にお伺いしますと、この鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した取り組みについては、もう来年度は上限に達している

ということです。国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用は3戸以上ですから、一関市は個人に対しても独自の支援策を行っております。しかし、それでも上限に達し、年度においては予算の枠内ということで補助率を下げている状況であります。私は決定的にこの予算が足りないのではないかと思います。

そこでお伺いしたいのは、電気柵の設置状況、電気柵費はどうなっているのか、十分な予算が確保されているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 電気柵等の侵入防止柵の設置状況についてであります。本県においては国の鳥獣被害防止総合対策交付金により、平成16年度から令和6年度まで20市町村において侵入防止柵が累計で1,415キロメートル設置されたところでございます。また、令和7年度には11市町村が64キロメートルの侵入防止柵の設置が計画され、整備が進んでいるところでございます。

当該鳥獣被害防止総合対策交付金の令和7年度の本県への投資配分は、要望額に対し8割となっており、市町村等が実施する有害捕獲等に係る予算が不足していることから、国に対して必要な予算の十分な措置や早期の追加配分を要望しており、今後もさまざまな機会を捉えて要望してまいりたいと思います。

○**高田一郎委員** 実際取り組んでいる自治体は20市町村程度になっている。この鳥獣被害防止総合対策交付金自体は、捕獲対策や侵入防止対策、人材確保などさまざまあって、その自治体の取り組み状況によって差があるのだと思うのですけれども、20市町村ということになれば、予算が足りないということが言えるのではないかと思います。

今度の国の経済対策の補正予算では、鳥獣被害防止総合対策交付金について68億円程度が予算措置されているようであります。要望額の8割しか予算が措置されていない状況だと思うのですけれども、今度の国の補正予算で十分な対応がされるのか、そういう見通しについてもお伺いしたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 今般の国の補正予算についてですが、まだ詳細な配分等が示されているわけではございませんので、答弁することはできませんが、いずれ早期の追加配分を国にも要望しておりますので、十分な予算措置されるとともに、早期に配分されるよう国に対して繰り返し要望してまいりたいと思っております。

○**千葉盛委員長** 高田一郎委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。高田一郎委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○**千葉盛委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**高田一郎委員** それでは、午前に引き続き質問いたします。

午前中、被害防止対策の予算が非常に大事だという質問をいたしました。より一層の取り組みをお願いしたいと思います。

同時に私は農林漁業者に対する被害防止対策の技術的な支援も大事なのではないかと思

います。先日一関市内の熊の食害を受けた農家を訪問してきました。耕作面積が2ヘクタールのリンゴ農家にお邪魔したときに、電気柵を設置しているのだけれども、昨年あたりからどうも怪しいと思ったけれども、ことしは本格的に穴を掘って電気柵の下をくぐり抜けて、1ヘクタール、半分ぐらいのリンゴを食いあさって大変な被害を受けたという話がありました。収入保険もあるのではないかという話をしたのですけれども、米の売り上げが結構多かったので、収入保険の対象にもほとんどならないのではないかな。そういう点で非常に恐怖しながら、早めの収穫をして、このままでは来年度以降どうしようかという状況であるということをお聞きしました。同業者が同じようなことを考えているのです。そういう点では、この侵入防止柵を含めて被害対策を抜本的に強化していく必要があると改めて感じているのですけれども、改めてことしの大きな被害を受けて、新たな対策について県としてどのような対応をしようとしているのか伺いたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 被害防止対策についてですが、今年度は熊にも有効である電気柵の設置方法について研修会を開催しておりまして、熊に必要な適切な高さのワイヤの張り方などの周知も徹底してまいりました。また、そういったものを現地でも実証を重ねておりまして、市町村と県の現地機関で対策チームをつくっておりますが、そういった中で実証、普及を図っていくということで、新しい技術についても推進していきたいと考えております。

○**高田一郎委員** 熊に適した電気柵などを含めて、研修も強めて対応していきたいという答弁でありました。全国の先進例を見ると、電気柵を二重にしたり、防草シートを張るなどして、いろいろな知恵を出し合いながら対応しているところがあります。

その被害農家にお聞きしましたが、リンゴを食べるだけではなくて、枝をかなり折られて、ことしだけではなくて来年も再来年も同じような減収になるのではないかなという状況でありました。こういう全国の電気柵の取り組み状況に学びながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、私はやはり人的な体制も強化して取り組む必要があるのではないかなと思います。被害対策アドバイザーなども各地で活躍していますけれども、例えば広域振興局単位に1人ぐらい配置して、技術的な支援を含めて対策を取るということも考えられますけれども、現在アドバイザーがいますけれども、どのような活動をしているのか、体制を強化する必要はないのか、この点について伺いたします。

○**櫻田担い手対策課長** 現在野生鳥獣被害対策アドバイザーとしまして、令和7年度につきましては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の動物行動管理研究領域の堂山宗一郎主任研究員、また岩手大学農学部の内山准教授、あと電気柵の設置会社でありますサージミヤワキ株式会社札幌営業所盛岡事務所の菊池営業係長の3人に委嘱しております。こういった方々につきましては、必要に応じて電気柵の設置や熊の出没に対する情報、また防止技術についての助言をいただいております。

○**高田一郎委員** リンゴ農家の話をしたのですけれども、農作物というのは大体1年を通

して生産して収穫するものです。リンゴで言えば2月に剪定が始まって、10月、11月、12月に収穫するということで、1年間手塩にかけた農産物を一気にやられるということは、生産者にとっては大変な深刻な事態だと思うのです。こういうことが続くと、今高齢化もあって、一関市で言えばかなりの農業者が来年どうしようかと真剣に悩んでいる状況でありますので、人的体制を含めて対策をさらに強化していただきたいと思います。

次に、緩衝帯整備の取り組み状況について伺います。ツキノワグマ対策基本方針では、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地などの刈り払いなど緩衝帯整備に取り組むとしております。先ほども議論にありましたけれども、現在国や県のさまざまな支援制度がありますけれども、そういったものを活用して、どれだけ緩衝帯整備に取り組まれているのか、今後の対応、課題も含めて示してください。

○**櫻田担い手対策課長** 緩衝帯整備の取り組み状況と課題についてであります。県では国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、各市町村や地域における緩衝帯整備の取り組みを支援しております。令和7年度は、北上市など4市町において実施する計画であり、これに加えて、いわての森林づくり県民税を活用し、平泉町で緩衝帯整備を実施する予定となっております。

緩衝帯の整備に当たっては、複数の地権者の理解や緩衝帯の効果を持続させるための定期的な維持管理が必要であることから、地域ぐるみでの取り組みが重要であると考えており、今後も市町村等と連携し、各地域において国の交付金を活用した継続的な緩衝帯整備ができるよう支援してまいります。

○**高田一郎委員** いわての森林づくり県民税を使って対応しているのが1件という話がありました。林野庁の事業を活用して対応していくのは具体的にどの程度ですか。

○**櫻田担い手対策課長** 国の鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、令和7年度は緩衝帯整備を計画しているのは北上市、遠野市、平泉町、岩泉町の4市町となっております。

○**高田一郎委員** 緩衝帯の整備は非常に大事で、この取り組みをやったからといって全てが解決する問題ではないですけれども、専門家の話や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の影響調査などを見ていると、かなりの効果があることが指摘されております。だから、ツキノワグマ対策基本方針の中でも大事な課題として位置づけて今後取り組んでいくと思いますけれども、先ほどの成果をお聞きますと、国の事業を活用したのが4市町、そしていわての森林づくり県民税で対応したのが1件という非常に少ない状況だと思います。もっと活用されてもいいのではないかと思います。これはどこに課題があるのか、この原因について伺いしたいと思います。

それで、もう一つは、やはり緩衝帯の整備が大事であり、熊を寄せつけない里山の整備の重要性が指摘されているのですけれども、そもそも耕作放棄地など里山が荒れてしまったのは、農林業の衰退であって、やはり農業に従事する農家が減って、農村の人口が減ってきたところに原因がありますので、地域ぐるみで緩衝帯の整備といっても、それはなか

なか簡単ではないということです。私は一関市大東町にある沖田という集落に行ってお話ししたときに、そういう事業があっても、この集落は70代の高齢者が6割で、しかも定年退職しても年金だけでは暮らしていけないので、ほとんどの人が労働者として仕事をしているということで、緩衝帯の整備など集落ぐるみで里山を整備しようとしても、それはなかなか難しいという話をされました。そうなのだろうと思います。本当の意味で緩衝帯を整備するとなると、公的支援が必要なのだろうと思います。

例えば盛岡市で行っている里山再生事業は、個人の山林であっても、地元の自治会が整備が必要だと森林所有者の同意をもらって、自治会が市に申請すれば市の責任でその里山を整備する、ただしその後10年間は地域で維持管理するという事業です。こういう公的な関与をもっと拡充していかないと、この整備というのはなかなか進まないのではないかと思います。林野庁の事業が4市町村、いわての森林づくり県民税を活用した緩衝帯の整備はわずか1件という状況を見て、そこまで含めた対応が必要になってくるのではないかとと思うのですが、改めてお伺いしたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 緩衝帯の整備等、地域ぐるみの対策についてですが、高田一郎委員御指摘のとおり地域ぐるみで活動するということになりますので、先ほど申し上げましたが、複数の地権者の理解や地域の住民が定期的な緩衝帯等の維持管理をしていくことが非常に重要だと思っています。

一方で、地域ぐるみの被害防止活動を推進する上では、マンパワー不足が大きな課題であると考えております。国の鳥獣被害防止総合対策交付金では、この地域ぐるみのわな等の見回りや刈り払い等の取り組みを民間事業者等にも委託することが可能となっておりますが、この場合は補助率が2分の1となっております。これらのことも踏まえて、地域ぐるみの防止活動推進に向けて一部の作業を外部に委託することも考えられますが、今後地域の実情に応じたさまざまな実施方法について、市町村、関係団体とも情報共有、協議しながら検討していく必要があると考えております。

○**高田一郎委員** 地域の実情に応じて、今後もいろいろと検討していきたいという前向きな答弁だと受けとめました。やはり地域ぐるみといっても、農村地域では高齢化と離農により、整備する人材がそもそも不足している中での緩衝帯整備でありますので、これまでの事業を再検討して、真に緩衝帯の整備が進むように取り組んでいただきたいと思います。

それで、今地域ぐるみの被害防止対策というお話がありました。これは非常に大事なことなのだろうと思います。やはり1人で、例えば侵入防止柵をやっても、いちごっこになりますから、集落ぐるみでの取り組みが大事だと思います。これは意外と大事なことでけれども、簡単ではないと思います。基本方針の中にも地域ぐるみの対策が必要だということを位置づけておりますけれども、盛岡市猪去地区の取り組みなども非常に教訓的です。県として、こうした先進的なモデルを全県に広げていく取り組みが必要なのだろうと思いますけれども、県として地域ぐるみの対策をどのように進め、県としてどのようなイニシアチブを発揮するのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 地域ぐるみの取り組みの推進についてであります、県では国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、令和7年度は26市町村において追い払い活動やわなの購入及び設置、緩衝帯整備等の地域ぐるみの被害防止活動を支援しております。

今後の野生鳥獣による農作物被害が軽減するように、県や県内全市町村、関係団体を構成員とします鳥獣被害防止対策会議等を通じて被害防止活動等の優良事例を共有するとともに、市町村や関係団体と連携しながら地域ぐるみの被害防止活動を支援してまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 今の熊は常識が通用しないと言う専門家の人たちもありましたけれども、熊の生態などをよく学び、どうすれば被害が防止できるのかという学習運動を含めた大きな運動にしていくことが必要だと思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、次にいわての森林づくり県民税について、最後に質問したいと思います。

今回のいわての森林づくり県民税については、令和7年大船渡市林野火災への対応や、熊の出没対策、風評被害などの新たな取り組みを進めるということで検討されている内容です。基本的には県民の願いに応えるような内容になっていると思います。

ただ、河川敷の管理について、やぶの刈り払いなども対応しようとしているわけであり、やはりいわての森林づくり県民税は、そもそも森林などの公益的機能を増進して、森林環境の保全を目的とした県民税であります。これが河川敷の立ち木の伐採というところは理解できるのですけれども、やぶまでの対応となると、県民の理解が必要になってくるのではないかと思います。私も県民から河川敷の整備に対する要望がありますけれども、やぶの刈り払いは基本的にできない、立ち木で精いっぱいだということを県土整備部、土木センターなどからよく言われるのです。やぶの刈り払いの予算が不足しているからいわての森林づくり県民税を活用するとなると、県民の理解もなかなか得られないのではないかと思います。しっかりと県民が理解できるような説明責任が必要ではないかと思いますけれども、このことを質問して終わりたいと思います。

○**高橋林業振興課総括課長** 県では、ことし3月のいわての森林づくり県民税事業評価委員会からの提言を受けまして、6月に素案をお示しし、パブリックコメントや地域説明会等での御意見等を伺うほか、県民2,000名、法人500者、森林所有者1,000名を対象として素案に対するアンケート調査を実施するなど広く県民の意見を伺い、先月最終案を取りまとめたところでございます。

事業実施箇所等の来年度当初予算における具体的な事業内容については、関係部局と連携して、予算編成過程において検討していくこととしておりまして、事業の実施に当たりましては、高田一郎委員御指摘のとおり県民の皆様に丁寧に説明しながら、十分な周知を行ってまいりたいと考えております。

○**郷右近浩委員** 私からも何点か質問させていただきたいと思います。

先ほど来、今回のいわての森林づくり県民税についていろいろ質疑があった中で、私も

少し理解不足があってお伺いしたいところがあるのですが、そもそもこれは第2期の策定のときから、もっとこれを使っていこう、もしくは使える用途をもっとふやしていったほうがいいのではないかとということで、私自身も提言を含めて質疑をさせていただいてまいりました。今回このような形で素案ができた中で、用途の中に森林に関連する安全・安心な県民生活という観点で、拡大していただいたことには、まずもって心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ただ、その使い方の部分でありますけれども、先ほどの話の中で、やはり河川管理的な要素であったり、またさらには緩衝地域の刈り払いであったりといった部分が出てきますが、先ほど菅野ひろのり委員からもお話がありましたけれども、県土整備部との予算のやり取りなどどういう形になっていくのか。さらには、もしかしたら熊や野生動物の生息など、そうした環境全般を考えると環境生活部とのやり取りも当然出てくると思っております。そこをどう整理していくのか、どこがイニシアチブを取ってやっていくのか。それが例えば県土整備部なのか、環境生活部なのか、それとも農林水産部でやるのか。あくまで農林水産部は、このいわての森林づくり県民税で生まれてきたお金を分配するといった機能になるのか、そうした整理の仕方をお伺いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 郷右近浩委員御指摘のとおり、関係部局との連携につきましては、昨年度からこのいわての森林づくり県民税の令和8年度以降のあり方の検討の中で、関係する部局とワーキンググループをつくりまして話を進めてきたところであります。今後のそれぞれの事業の使い方につきましては、先ほどから説明しております当初予算の中で、県土整備部、環境生活部と一緒に検討していくこととなりますけれども、そういった形で進める際に当たりまして、農林水産部についても引き続き連携しながら実施していく形になると思います。

○郷右近浩委員 県民の安心、安全であったり、森林の涵養、保全といった形で、とにかく環境という部分も含め、同じ目標に向かっていく中で、調整が大変なのだろうとも思います。

これまでいわての森林づくり県民税の税収が一番あった時期がたしか36億円ぐらいで、そうした原資もあり、おかげさまで第73回全国植樹祭いわて2023のときは、資金面も含めて非常にスムーズにやれたのではないかと考えています。現在では積み立て額が11億円ですが、近い将来には育樹祭も見えているわけでありまして、そうしたものをやりながら、また菅野ひろのり委員の質疑にもありましたが、最近の傾向として毎年大体2億円ぐらい使っていくとなると、5年間で積み立て分がなくなる中で、そうしたさまざまなものを配慮しながらやっていく形になろうかと思っています。

城内愛彦委員からも質疑がありましたけれども、そこで出てきたのが森林環境譲与税で、県の配分額は全部使っているといった中で、市町村は令和6年度17億9,000万円余のうち11億円しか使っていないくて、66%ぐらいの執行率になっているということです。私自身以前に提言させていただいた中で、例えば市町村においても、県と一緒にいろいろな

ことをやりながら、そしてそれぞれのところをやっていくといったスタイルはあっていいと思うのですけれども、市の計画などを一緒に進めているような事例等はあるのか、わかる範囲で結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 森林環境譲与税の市町村の用途につきましては、法律に定める用途の範囲内で、市町村の判断で幅広い事業に活用可能となっております。例えば先ほどの答弁のとおり、市町村の今後の後年度に執行予定の事業に充てるために残している部分につきましては、県も相談員等の支援を行いながら、市町村の事業進捗のところの支援するという形で考えておりまして、個々の事例においては市町村と県で連携してやっている事例もあると聞いておりますので、県ではそういったよい事例等を共有しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○郷右近浩委員 私としたらいわての森林づくり県民税はもっと用途を広げていったいいのではないかといい思いもくはないのですけれども、両立してやっていくにしても、うまくやり取りできるのかと思います。いわての森林づくり県民税が、今回のように河川などまで用途を広げていけるのであれば、本来的にこれまでいわての森林づくり県民税でやってきた部分などを森林環境譲与税でさらにカバーできるといった補完対応もできるのではないかといい、これから市町村と密になって進めていただきたいと思うわけでありまう。

ただ、例えば、いわての森林づくり県民税で河川における伐採や刈り払いをやるとしても、恐らく県管理の河川が対象になってくると思うのです。もちろん県管理でもやらなければいけないところがかんある中で、市町村管理の支川は、こっちはこっちで大変な状況になっており、ましてそういう細い川ほどいろいろな動物の抜け道にもなったりしている部分もあって——森林環境譲与税では、たしかそこはあまり使えるような形の用途設定にはなっていないかきもするのですが——うまくそういった意味で自然環境全体につながっていくところだと思ひのですけれども、そうしたものを整えていっていただきたいと思ひますので、その意見を言わせていただきまして終わりたいと思ひます。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思ひます。調査項目については、大船渡市林野火災の被害木に係る調査状況についてといたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の1月の県外調査につきましては、1月21日から23日まで2泊3日の行程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。